

平成 28 年 12 月 29 日

各 位

会社名 株式会社デジタルデザイン
代表者名 代表取締役社長 星川 征仁
(コード：4764 JASDAQ)
問合せ先 代表取締役 碓 利之
(TEL. 03-5259-5300)

新株式等発行差止仮処分の決定に関するお知らせ

当社が平成 28 年 12 月 21 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式及び新株予約権の発行について、当社の株主から当該新株式及び新株予約権発行の差止め請求に係る仮処分の申立てがなされましたが、平成 28 年 12 月 28 日大阪地方裁判所より下記決定を受領致しましたのでお知らせ致します。

1. 仮処分の申立てをした株主の概要

(1)	氏 名	寺井 和彦
(2)	所 在 地	兵庫県宝塚市中筋山手一丁目 8 番 27 号
(3)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	1 1 9 万 5 9 0 0 株 (4 4 . 4 4 %)

2. 申立ての内容

(1) 申立てに至った経緯

当社が平成 28 年 12 月 21 日付取締役会決議により、新株及び新株予約権を第三者割当の方法により発行し 6 億円超の資金調達をしようとすることは、現取締役らによる支配権の維持を目的とするものであり、合理的な資金調達を目的としたものではなく、著しく不公正な方法による新株等発行であるというものです。

(2) 申立ての趣旨は次のとおりです。

- ・債務者が平成 28 年 12 月 21 日の取締役会決議に基づいて現に手続き中の普通株式 6 万 7 1 7 5 株の新株の発行を仮に差し止める。
- ・債務者が平成 28 年 12 月 21 日の取締役会決議に基づいて現に手続き中の普通株式 60 万 5 4 7 5 個の新株予約権の発行を仮に差し止める。
- ・申立費用は債務者負担とする。
との裁判を求める。

3. 決定があった年月日

- ・平成 28 年 12 月 27 日

4. 決定の内容

- ・債務者が平成 28 年 12 月 21 日の取締役会決議に基づいて現に手続き中の普通株式 6 万 7 1 7 5 株の新株の発行を仮に差し止める。
- ・債務者が平成 28 年 12 月 21 日の取締役会決議に基づいて現に手続き中の普通株式 60 万 5 4 7 5 個の新株予約権の発行を仮に差し止める。

5. 当社の対応と今後の見通し

当社は今回の申立について、審尋期日に参加する機会が全く与えられないまま仮処分が下されたことに対して困惑しており、平成 29 年 1 月 4 日午前 9 時、大阪地方裁判所に対して保全異議等の申立を行う予定です。

以 上